

議第121号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用等に関する条例（平成27年滋賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の項を次のように改める。

知事	特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）
----	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。